

## 道路の除雪にご協力ください！

冬期の安全な道路交通を確保するため、群馬県と高山村が管理している国道・県道および主要な村道等については、道路に概ね10cm以上の積雪が見込まれる場合に除雪作業を実施します。

また、大雪警報が発令される場合などは、立ち往生車両の発生を防ぐため早めの通行規制を実施するとともに、通行量の多い幹線道路については、県・村が連携して優先的に除雪を実施します。

村民皆さんには、冬期道路に対する備えと除雪作業の実施にご理解とご協力をお願いします。

- ①早朝の除雪作業にご協力ください。
- ②道路にせり出している竹や木の枝は事前に伐採してください。  
※木の枝などが原因で事故が発生した際、持ち主(地主)の責任を問われる場合があります。
- ③庭や屋根に積もった雪は道路に出さないようにしてください。
- ④玄関先や隣接する歩道(通学路)などの除雪作業にご協力ください。
- ⑤大雪時の外出は、緊急時や重要でない場合は控えてください。
- ⑥路上駐車をしないでください。  
※除雪作業の効率が下がります。また、緊急車両等の通行の妨げになってしまいます。
- ⑦スリップ事故・立ち往生などを起こさないために、冬用タイヤの装着やチェーンを携帯し、早めの準備に心がけてください。
- ⑧凍結した道路では、無理な運転をせずに迂回できる道路を通るか、低速による安全運転を心がけてください。

(国道・県道)群馬県中之条土木事務所 企画調査係  
《お問い合わせ先》 (村道) 高山村役場 建設課 建設係  
☎0279-75-3047 ☎0279-26-7950(直通)

### ✓ 深夜の除雪作業にご理解を

通勤・通学時間に間に合わせるため、深夜・早朝の除雪作業の際、騒音・振動等でご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。



### ✓ 間口の除雪にご協力を！

道路除雪は、除雪車が道路の左右に雪を寄せる作業のため、家の間口や車庫前の除雪は各家庭でお願いします。



## ゆうきの村・高山サイトを公開しました

高山村では、これまでの取り組んできた有機農業推進の活動を、より多くの方に知っていただくため、新たに情報発信サイト「ゆうきの村・高山」サイトを公開しました。このサイト公開は「オーガニックビレッジ宣言」に基づく「消費関連の取組」のひとつです。

このサイトでは、村の有機農業の歩み、生産者の紹介、ECサイトにおける村の有機農産物販売など、村の“ゆうき”あふれる取組を紹介しています。村の公式ホームページ右下の画像バナーまたは右記2次元コードからご覧になれます。

豊かな里山を次世代に繋ぐ村の挑戦をどうぞご覧ください。



## 納税相談に必要なもの

令和7年分確定申告(納税相談)に必要なものは主に以下のとおりですので、納税相談に来庁する際には、あらかじめ準備をお願いします。日程等の詳細は、後日あらためてお知らせします。

なお、事前に「農業所得基礎資料報告書」と「医療費の明細書」を配布しましたので、ご活用ください。

### ◆必ず持参するもの

- ・「マイナンバーカード」もしくは「個人番号通知カード」と「運転免許証」等

※個人番号通知カードは記載された氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限ります。

- ・預貯金通帳(申告者本人名義のものに限る)

※金融機関名と口座番号がわかれれば通帳でなくてもかまいません。

### ◆農業収入がある方

- ・「農業所得基礎資料報告書」(事前に配布してあります)
- ・「収入」とそれに伴う「支出(経費等)」のわかる書類
- ・帳簿(平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存は義務化されています)

### ◆給与収入のある方

- ・「源泉徴収票」または「支払証明書」(勤務先より配布)

### ◆年金収入のある方

- ・「源泉徴収票」(年金支払機関より送付)
- ※国民年金の源泉徴収票を紛失したときは、「ねんきんダイヤル☎0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

### ◆税務署から案内通知が送付された方

- ・「確定申告の案内通知」(税務署から送付されたもの)

### ◆左記以外の収入のある方

- ・「収入」とそれに伴う「支出(経費等)」のわかる書類

### ◆医療費控除を受ける方

- ・「医療費の明細書」および「領収書」、「医療費のお知らせ」(各医療保険者から送付されたもの)
- ※個人ごと・医療機関ごとの合計額を計算し、「医療費の明細書」に記入しておいてください。

### ◆国民年金保険料控除を受ける方

- ・「控除証明書」(日本年金機構から送付)
- ※紛失したときは、「ねんきんダイヤル☎0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

### ◆生命保険料控除・地震保険料控除(長期損害保険料を含む)を受けられる方

- ・「控除証明書」(保険会社より送付、あがつま農協は高山支店の窓口で配付を受けてください)

※申告内容によっては追加の書類が必要となる場合がありますので、ご了承ください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 税務会計課 ☎0279-26-7947(直通)

## SMSを用いた納税催告を開始しました

村では、村税に未納がある方へ郵送にて納税のご案内をしておりましたが、令和7年12月より、新たにSMS(ショートメッセージサービス)を活用した納税催告を開始しました。

### ●SMSの送付対象者

- ・村税に未納のある方

(携帯電話やスマートフォンをお持ちの方)

※電話番号の確認については細心の注意を払っておりますが、電話番号の変更等により、対象者以外へショートメッセージが届く場合があります。

### ●メッセージ内容、個人情報の安全管理

#### 【内容例】

村税の納付が確認できておりませんので、高山村役場税務会計課までご連絡をお願いします。

☎0279-63-2111(高山村役場税務会計課)

※内容に変更が生じる場合があります。

※メッセージ内に、氏名や滞納されている税額、個人情報、メールアドレス、外部リンクへ誘導するURL等を記載することは一切ありません。

### ●表示される送信元番号

ショートメッセージを受け取った際に表示される送信元番号は下記のとおりです。

ご利用のキャリア	表示される送信元番号
docomo	0279632111
KDDI	0279632111
Rakuten	0279632111
SoftBank	247001

※メッセージによる返信には対応できませんので、高山村役場へ来庁いただくか電話でのご連絡をお願いいたします

詳細の確認が必要な場合は、必ず役場税務会計課までお問い合わせいただきますようお願いします。

また、「心当たりがない」などのご相談も受け付けています。

《お問い合わせ先》 高山村役場 税務会計課 ☎0279-63-2111(内線31、32)

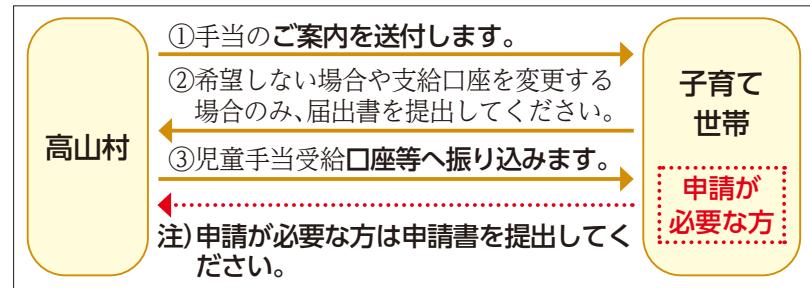
## 政府の物価高対応子育て応援手当のご案内

### 対象児童1人につき2万円を支給します！

#### ●はじめに…申請は必要ですか？

原則申請は不要です。

注)申請が必要な方は「6.申請が必要なのはどんな場合？」をご覧ください。また、支給を希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ令和8年1月末までに、届出書を高山村役場保健みらい課まで提出してください。



#### 1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- (1) 令和7年9月分(※)の児童手当の支給対象児童  
(※令和7年9月に出生した児童については10月分)  
(2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

#### 2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記(1)の児童手当受給者、または上記(2)の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

#### 3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童1人につき2万円(1回限り)です。

#### 4. いつもらえるの？【支給時期】

高山村では令和8年2月から順次支給を開始します。

#### 5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

(1)児童手当受給者

原則、令和7年10月支給時(※)の児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に振り込みます(※令和7年9月に出生した児童は12月支給時)。

(2)申請を行った保護者(「6」の対象者)

申請書で指定した口座に振り込みます。

注)口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、令和8年1月末までに必ず高山村役場保健みらい課までご連絡ください。

#### 6. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は申請が原則必要です。申請書を提出してください。

- 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
- 所属庁から児童手当を受給している公務員(右記「公務員の方へ」を参照)

●10月1日以降に離婚(離婚調停中等も含む)により児童手当の申請が必要になった保護者

#### 7. こんなときはどうなるの？

##### ■引っ越しした場合はどうなりますか？

9月分(令和7年9月に出生した児童については10月分)の児童手当を支給した市町村(特別区含む)

から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引越し前の市町村にお問い合わせください。

##### ■DV被害により、こどもとともに避難しているが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

#### ～公務員の方へ～

公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。また、手当をスムーズに受け取るため公金受取口座の登録をおすすめします(公金受取口座の登録だけでは今回の手当の申請手続きは完了しませんのでご注意ください。)。



「物価高対応子育て応援手当」に関する  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”に  
ご注意ください。

ご自宅や職場などに高山村から問い合わせを行うことがあります、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに高山村の窓口または最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

《お問い合わせ先》 (高山村)高山村役場 保健みらい課  
(国) こども家庭庁 コールセンター

☎0279-63-1311(受付時間: 平日8:30~17:15)

☎0120-252-071(受付時間: 平日9:00~18:00)

## 民生委員・児童委員の一斉改選

民生委員・児童委員が令和7年12月1日に一斉改選となり、厚生労働大臣および群馬県知事から委嘱を受けて新しい委員が決まりました。任期は3年となります。

民生委員・児童委員は社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めることとされており、少子高齢化や家族形態の変化等により、社会生活が大きく変わるもので、今後より一層の活躍が期待されます。

民生委員には併せて児童委員の職が委嘱されており、地域の子どもに広く目を向けて活動していただきます。

高山村民生委員児童委員協議会の役員も決定しましたので、併せてご紹介いたします。

※敬称略

●会長 小林あい子 ●副会長 若月 卷男

地区担当	氏名
原	小野 晋 (再)
本宿	中澤 浩 (再)
新田	山口 珠江 (再)
五領	野上きく江 (新)
判形東	小林あい子 (再)
判形西	後藤 正明 (新)
役原	田村 豪 (新)
関田	割田久美子 (新)
戸室	若月 卷男 (再)
火の口	有馬 敏子 (新)
北之谷	松井 常子 (再)
熊野	松井 文威 (新)
梅沢・茶屋ヶ松	大澤 祐子 (新)
主任児童委員	竹渕 篤治 (再)
主任児童委員	山野井久美子 (新)

※(再)は再任、(新)は新任です。



## 社会福祉協議会・特別会費のご協力ありがとうございました

各事業所より社会福祉協議会の趣旨にご賛同され、福祉事業の净財となる特別会費についてご協力頂きましたので、ご報告いたします。

貴重な净財をありがとうございました。

(五十音順)

*あがつま農協高山支店様	*高山運輸倉庫(株)様
*有(株)OHKI様	*高山ゴルフ俱楽部様
*(株)関越ゴルフ俱楽部様	*(株)平形土建様
*(株)須藤工務店様	*MOTOR-HEAD様

## 買い物支援事業のご案内

高山村社会福祉協議会では、毎月買い物支援事業を実施しております。日常的な買い物に困難を抱えている方、または地域交流を兼ねながら参加してみたい方、ぜひご利用くださいますよう、お知らせいたします。

### ●期日・方面

令和8年

- 1月7日(水) 中之条町(ヤオコー・マツキヨ)
- 2月4日(水) 中之条町(ヤオコー・マツキヨ)
- 3月4日(水) 沼田市(フレッセイ・セキチュー)

### ●買い物時間 午後2時～3時頃まで

### ●送迎

送迎につきましては、ご自宅付近を予定しております。

### ●参加対象者

- ①日常の買い物で不自由をしている方
- ②1人で車の乗降ができる方
- ③地域福祉事業に参加してみたい方

### ●申込み

実施日の1週間前までにご連絡をお願いいたします。

### ●その他

- ①参加希望者が多い場合には、事務局にて調整させていただく場合がございます。
- ②状況により、行き先変更や中止となる場合がございますが、ご了承ください。
- ③エコバッグをお持ちの方は、ご持参ください。



この事業につきましては、共同募金の配分金が充てられる予定です。



《お問い合わせ先》 高山村社会福祉協議会 ☎0279-63-2075

## 喫茶すまいる ～みんなが笑顔になれる居場所～

高山村社会福祉協議会では、「喫茶すまいる」を開催いたします。

たまには、ひと息入れながら仲間とおしゃべりをしたり、悩みごとを共有したり、ボランティアをしたい方やボランティアを必要とする方、誰でも気軽に交流できる、心地よい居場所を心掛けています。皆さまのお越しを美味しいコーヒーと一緒に待ちています。

### ●開催日

令和8年1月16日(金) 午後1:30～3:00  
2月13日(金) ツ  
3月13日(金) ツ



### ●場所

交流施設 なごみ

### ●参加費

無料

※送迎をご希望される場合は、予約連絡をお願いします。



この事業につきましては、共同募金の配分金が充てられる予定です。

《お問い合わせ先》

高山村社会福祉協議会 ☎0279-63-2075

## 健康ガイド

## 「こころの健康相談」のご案内

眠れない、ゆううつ、お酒を飲むと人が変わる、物忘れ、ひきこもりなど、こころの悩みがあり相談したい方を対象に、精神科医師による相談を実施いたします。

### ●日時 1月22日(木)

午後2時から(予約制)

### ●場所 いぶき会館(3階)

※相談は、予約制です。相談を希望される際は、

1月19日までに保健福祉センター(☎0279-63-1311)までお申込みください。